

ポーランド週報

(2023年1月5日～2023年1月11日)

令和5年(2023年)1月13日

| H | E | A | D | L | I | N | E | S |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 政治 最高裁判所法改正案に関する動き 国家安全保障関係閣僚定期会合の開催 最新の政党別支持率に関する世論調査結果:「法と正義」(PiS)支持率の4.5%低下 ドゥダ大統領のベネディクト16世葬儀参加 モラヴィエツキ首相とのブルトンEU域内市場担当委員との会談 モラヴィエツキ首相のスロバキア独立30周年記念式典参加 新たな師団の創設 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領との会談 モラヴィエツキ首相とマクロン・フランス大統領との電話会談 | | | | | | | | 【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 |
| 治安等 交通事故発生件数が改善の傾向 インターネット上の詐欺に関する注意喚起 | | | | | | | | |
| 経済 2022年12月のインフレ率 2023年GDP成長予測 公定金利6.75%で据え置き 第10次ロシア制裁措置 ポーランド投資貿易庁長官にパヴェウ・クルタシュ前パウヅジフ特別経済区副代表を指名 ワークライフ・バランスに関する労働法改正案が政府で採択 ポーランド家具産業動向 ポーランドにおけるウクライナ企業動向 ポーランド国営企業、ノルウェーに新たに4つの探査・採掘権を取得 国有財産省、石炭の供給危機は脱した | | | | | | | | |
| 大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事 | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p> | |
|---|--|

政 治

内 政

最高裁判所法改正案に関する動き【4日、7日、11日、12日】

4日、モラヴィエツキ首相とジョブロ法相率いる連立与党「連帯ポーランド」に属する政治家との会合において、欧州復興基金支払いの文脈における最高裁判所法改正案が議論された。会合の後、ミュレル政府報道官は、「地政学的な問題に関しては最大の課題に対する理解が確かにあることが示されたが、法律の問題については意見が異なる。」と述べた。また、同改正案に対するEU側の反応としては、7日、欧州委員会のレインダース司法担当委員が、「ポーランド政府が2022年12月に議会へ提出した司法に関する新しい法案は、ポーランドの国家復興計画におけるコミットメント遵守を達成するための有望な一歩である。」とツイートした。同委員は、シンコフスキ＝ヴェル＝センクEU問題担当大臣とともに、同改正案が国家復興計画で約束された司法の独立に関する要件を満たすよう議論を続けていると強調した。さらに、11日、下院は、同改正案に関する審議を開始し、12日未明には下院の司法・人権委員会が同改正案を採択するよう勧告した。

国家安全保障関係閣僚定期会合の開催【9日】

9日、ドゥダ大統領は、モラヴィエツキ首相やブワシュチャク副首相兼国防相といった安全保障関係閣

僚やポーランド軍関係者などを招集し、国家安全保障に関する定期会合を開催した。会合の後、シエヴィエラ国家安全保障局(BBN)長官は、「会合は、ウクライナでの戦争の文脈における現在の安全保障状況や安全保障政策に関するものであった。また、同盟政策の分野において近い将来行われるすべての取組やNATO首脳会合に向けた準備を進める活動についても議論された。」と述べた。

最新の政党別支持率に関する世論調査結果:「法と正義」(PiS)支持率の4.5%低下【9日】

9日、当地ジェチポスポリタ紙で発表された世論調査機関IBRiSの世論調査によると、PiSの支持率は12月から1月にかけて4.5%も低下したという。今回の世論調査では、PiS、「市民連立」(KO)、「左派」、「農民党」(PSL)、「ポーランド連合」(KP)の支持率が低下した一方、「ポーランド2050」と「同盟」だけは支持率を上昇させた。さらに、支持政党を問われ「わからない」と答えた人々の割合は、8.6%から14.5%に増加した。(PiS:29.7%(先月比-4.5%)、KO:25.4%(同-2.9%)、「ポーランド2050」:9.2%(同+0.4%)、「左派」:8.9%(同-0.8%)、「同盟」:6.6%(同+1.4%)、PSL—KP:5.7%(同-0.5%))

外交・安全保障

ドゥダ大統領のベネディクト16世葬儀参加【5日】

5日、ドゥダ大統領は、ベネディクト16世の葬儀に参列し、「ローマ法王ベネディクト16世は、カトリック教会の世界において、ポーランド人にとって非常に重要な人物だった。」と、述べた。バチカン市国のサンピエトロ広場で、フランシスコ教皇が主宰する葬儀ミサが執り行われた。

モラヴィエツキ首相とのブルトンEU域内市場担当委員との会談【6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、ブルトンEU域内市場担当委員と会談を行った。会談では、欧州委員会が現在取り組んでいる欧州基金について話し合われた。首相は、ポーランドの立場を説明し、提案されている制度の長期的な影響について綿密な分析を行うよう求めた。既存のEUの制度を有効活用し、EU単一市場の基本原則を遵守することに焦点を当てるこ

とが重要である。

モラヴィエツキ首相のスロバキア独立30周年記念式典参加【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、ブラチスラヴァで開催されたスロバキア独立30周年記念式典に参加し、ヘゲル・スロバキア首相と会談し、スロバキア独立30周年を共同で祝った。ポーランドとスロバキアの関係は、良好であり、欧州連合やNATOのメンバーであることに加え、V4や3SIでも共同で活動している。この1年間、モラヴィエツキ首相は、合同軍事演習PUMA-22 や両国間のガス接続開通の際など、何度もスロバキアの首相と会談している。

新たな師団の創設【9日】

9日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、新たな師団創設の構想を発表し、「第1軍団歩兵師団が創

設され、第16機械化師団が駐屯するヴァルミンスコ・マズルスキエ県と第18機械化師団が駐屯するマゾヴィエツキエ県及びルベルスキエ県に挟まれたポドラスキエ県に駐屯することになる。」と述べた。新たな師団は、ポーランド軍にとって5番目の師団であり、他の師団と同様にそれぞれ4コの大隊を有する4コの旅団から編制されることになる。戦車に関して新たな師団は、K2戦車とM1エイブラムス戦車の両方を装備する。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領との会談【11日】

11日、ドゥダ大統領は、リヴィウで開催されたルブリントライアングル首脳会議に参加し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領と会談した。会談では、ロシアの侵略が続くウクライナへのさらなる支援と、ウクライナの欧米統合への支援に重点が置かれた。首脳たちは共同宣言

に署名し、ウクライナの主権と領土を守る侵すことのできない権利を確認した。また、ウクライナの紛争後の復興プロセスに協力する意思を強調した。宣言の中で、首脳たちは三国の共通の国家遺産と、来る一月蜂起の160周年に言及した。

モラヴィエツキ首相とマクロン・フランス大統領との電話会談【11日】

11日、モラヴィエツキ首相とマクロン大統領は、国家再建計画に関連するポーランドの活動を含む、ポーランドとフランスの関係とEUとの協力について話し合った。両首脳はまた、原子力分野におけるポーランドとフランスの協力及び来たる臨時欧州理事会に向けた共同準備についても議論した。モラヴィエツキ首相とマクロン大統領は、安全保障と防衛の分野における課題や、ウクライナへの支援に関連する共同活動についても話し合った。

治 安 等

交通事故発生件数が改善の傾向【5日】

国家警察本部が明らかにした交通事故統計の速報値によると、2022年に発生した交通事故の件数は、前年と比べて1,492件少ない21,324件であった。また、交通事故死者数も1,883人で、昨年より362人減少した。免許停止となった人の数は、約29,000人で、2021年の半数まで減少した。また、外国人に引き起こされた交通事故は778件であった。警察は、歩行者優先の厳格化や罰金引上げといった法改正が奏功し交通事情の改善につながったと分析している。

インターネット上の詐欺に関する注意喚起【11日】

国家警察本部は、HP上で、インターネット上の取引で詐欺事件が発生していると注意喚起を行った。それによると、これまでも前払いしても商品が送られなかったり、偽の商品が送られたりする事件があったという。警察は、インターネット上での取引に関して、販売業者が実績のある信頼できる業者か、なりすまし企業ではないか、異様な低価格ではないかといった点を、気をつけるよう指摘している。

経 済

マクロ経済動向・統計

2022年12月のインフレ率【5日】

5日、中央統計局(GUS)は速報値で、2022年12月のポーランドのインフレ率を前年同月比で16.6%と発表した。なお、前月(11月)のインフレ率は前年比17.5%であった。

2023年GDP成長予測【11日】

ソボン財務次官は、テレビでのインタビューの中で、2023年ポーランドの経済成長は減速するものの、経済成長率は1%を下回ることではなく、1.7%の成長を想定していると発言した。なお、世界銀行は、同年GDP成長率を3.6%、2024年の成長率を2.2%と予測している。

経済政策

公定金利6.75%で据え置き【4日】

金融政策決定会合(RPP)は、2022年9月にはインフレ率低下のため、11回連続で主要金利を引き上げてきたが、4日、RPPは同金利を据え置き、基準金利を6.75%に維持する決定をした。

第10次ロシア制裁措置【9日】

EUは、第10次対露制裁パッケージの協議を開始した。現時点では具体的な提案はなされていないが、同パッケージには、ロシアからの鉄鋼セクターの

製品の輸入に関し既存の制裁を強化することなどが焦点になり、家電製品や電子機器のロシアへの輸出禁止、イランの無人機用部品や個人使用の小型武器など、ロシアの兵器産業が使用する物品の禁輸も含まれる可能性がある。なお、新パッケージにエネルギー部門が含まれることは想定されていない。過去最高のガス価格の影響により、ロシアはヨーロッパでのガス販売で大きな収益を維持している。ウクライナ侵攻以来、同収入は500億ユーロ規模に達し、ロシアのガス輸出収入の3/4を占めている。

**ポーランド投資貿易庁長官にパヴェウ・クルタシュ前
バウブジフ特別経済区副代表を指名【10日】**

10日、投資貿易庁(PAIH)監査委員会は、ドリンダPAIH前長官の後任として、パヴェウ・クルタシュ前バウブジフ特別経済区副代表を指名した。同新長官は1月23日から正式に任命される。

**ワークライフ・バランスに関する労働法改正案が政府
で採択【10日】**

10日、閣僚会議において労働法改正案が採択された。同改正には、育児休暇の延長(実際には父親が対象)が含まれる他、雇用契約の従業員は介護休暇5日などの追加休暇の取得や、6ヶ月に一度、雇用契約の変更を要求する権利を有する。同改正案は、いわゆるワークライフ・バランスに関するEU指令に対応するもの。

ポーランド産業動向**ポーランド家具産業動向【10日】**

2023年、ポーランドの家具産業の生産量は4分の1まで減少すると見込まれている。ポーランドは欧州最大の家具輸出国(世界第4位)であるが、インフレの影響及びベラルーシからの安い原料不足という重荷に耐えられないと見込まれる。さらに、ベラルーシ製の安価な家具は、制裁の対象から除外されたため、ポーランドの生産者にとって強力な競争相手となる。

ポーランドにおけるウクライナ企業動向【11日】

ポーランド経済研究所(PIE)のレポート(2022年、開戦後のポーランドにおけるウクライナ企業)によると、2022年第1~3四半期にポーランドで約14,000社のウクライナ企業(ウクライナ資本の企業:約3,600社、ウクライナ人の1人企業:約10,200社)が設立された。2022年にポーランドで新規登録された企業の7%がウクライナ人であった。これにより、ポーランドのウクライナ企業の総数は24,100社となった。

PIEの調査によると、ウクライナの起業家の3分の2はウクライナの状況がどうであれ、ポーランドに長期滞在する予定であり、ウクライナに早く戻りたいという起業家はわずか4%であった。

エネルギー・環境**ポーランド国営企業、ノルウェーに新たに4つの探
査・採掘権を取得【11日】**

国営大手石油・ガス会社のPKN Orlen オーレン社が保有するPGNiG Upstream Norway(3つ)とLotos Norge(1つ)は、ノルウェーの棚にある4つの新しい探鉱・開発権益を取得した。

国有財産省、石炭の供給危機は脱した【11日】

国有資産省によると、2022年に国営企業はポーランドの家庭用及び暖房用にロシア以外から1400万トンの石炭を輸入した。民間が保有する石炭価格は、1トンあたり3500ズロチ以上から2000ズロチレベルまで下落し、政府の補助価格が適応される自治体からの販売価格と同等になった。

政府は、石炭価格の下落は政府の行動の結果であると主張しているが、企業側は世界市場での石炭価格の低下と、暖冬による需要減のためであると指摘している。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に

存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発信いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

【予定】水曜映画上映会「日日是好日」【1月25日(水)17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、水曜映画上映会「日日是好日」が開催されます(日本語音声、ポーランド語字幕)。入場は無料です。座席数に限りがありますので、参加ご希望の方はEメールにて参加登録をお願いいたします。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

参加登録Eメールアドレス: info-cul@wr.mofa.go.jp

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで

御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。
本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)